

## 令和2年度食品衛生管理者の登録講習会実施要領

### 1. 主催団体

公益社団法人全国食肉学校

### 2. 対象業種

食肉製品

### 3. 開催期日・時間

令和3年2月1日(月)～3月4日(木)

令和3年2月1日(月)13:00～ 開講式、オリエンテーション

14:30～ 講義開始(17:30 講義終了)

令和3年2月2日(火)～3月4日(木)

講義時間 9:00～12:00, 13:00～17:30

令和3年3月4日(木)16:30～ 閉講式

(この間月曜日から土曜日まで講義、日曜日は休日)

### 4. 会場

一般科目 : 公益社団法人全国食肉学校  
群馬県佐波郡玉村町大字樋越1794

食肉製品専門科目 : 公益社団法人全国食肉学校  
群馬県佐波郡玉村町大字樋越1794

高崎健康福祉大学  
群馬県高崎市中大類町 37-1  
令和3年2月23日(火)～2月25日(木)  
令和3年3月1日(月)～3月4日(木)

JA佐波伊勢崎グリーンパレスいせさき3F  
群馬県伊勢崎市連取町3096-1  
令和3年2月27日(土)

#### 施設見学

令和3年2月24日(水)、令和3年2月26日(金)  
令和3年3月2日(火)、令和3年3月3日(水)

5. 定員

60名

6. 受講料

306,000円(消費税を含む)

※ 教材・テキスト代を含む。なお、開催会場までの交通費、宿泊費、食事代等の個人の費用は含まれておりません。

注) 本講習会受講料の納入期限等詳細については、申込書類受領後、受講決定通知送付の際にご案内いたします。

7. 受講資格

食品衛生法施行規則第56条第3号により、学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者又は第48条各号に掲げる者で、法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に2年以上従事した者。

注) 食品衛生管理者の資格を取得するためには、本講習会の課程を修了することに加え、資格を取得しようとする製造業(食肉製品)において衛生管理の業務に3年以上の実務経験を有することが必要です。この実務経験は、本講習会を受講する以前の経験も加算されますので、3年未満の経験で受講された方は、本講習会修了後も3年の経験を満了するまでは、資格を取得することができません。

また、食品衛生管理者の任用資格は、該当事業の衛生管理の業務に3年以上従事した製造業又は加工業と同種の施設においてのみ得ることができます。

8. 受講申込み手続き等

講習会受講申込みに際しては次の書類が必要となります。

(チェック欄)

① 申込書 (別紙1)

② 写真 1枚(縦4cm×横3cm、上半身・正面無帽、申込書の所定の欄に貼付してください。)

③ 「住民票の写し」の原本1通

(ただし、婚姻等により④の名前に変更がある場合は戸籍抄本等も併せて提出してください。)

- ④ 高等学校または大学の卒業証明書
  - ・ 専門学校・専修学校等は対象外
  - ・ 卒業証書は不可
  - ・ 統廃合により卒業した学校が存在しない場合は、事務等引き継ぎされた学校に問い合わせてください

□ ⑤ 雇用証明書（別紙2）

- ⑥ 業務経験を積んだ施設の営業許可証のコピー（食肉製品製造業）  
上記①～⑥のほかに、以下(1)及び(2)に該当する場合は⑦もしくは⑧をご用意ください。

(1) 業務経験を積んだ施設が廃業している等により⑥が手に入らない場合

□ ⑦ 営業許可又は営業証明書（別紙3）（注3）

(2) 大学、短期大学（自然科学系の学科等）を卒業している場合（注4）

□ ⑧ 成績証明書

注1) 提出すべき書類に虚偽の事項を記載し、講習を受けようとした者または受けた者に対しては、その受講を停止します。

注2) 申込書類に不備がある場合は、講習を受けられない場合があります。出願の際はよくご確認ください。

注3) ⑦の営業許可証明書は、業務経験を積んだ施設を管轄する保健所において取得してください。

注4) 短期大学または大学を卒業された方については、提出いただいた「成績証明書」をもとに免除科目等の確認をいたします。単位取得が確認できた科目については、本講習会での受講及び受講料が免除されます。該当科目の受講料の返金は受講料納入後、別途行います。

## 9. 試験の実施

講義内容修得の確認のため、一般科目及び専門科目について筆記試験を実施いたします。

一般科目：令和3年2月22日（月）

専門科目：令和3年3月4日（木）

## 10. 修了証明書について

本講習会の修了者（全講習時間の90%以上の時間を出席し、かつ各科目についてその講習時間の50%以上を出席した者に限る）に対しては、食品衛生法第48条第6項第4号に規定する群馬県知事が認定した講習会の課程を修了したことを証明する「修了証明書」を交付いたします。

## 11. 受講心得

講習会においては、食品衛生管理者に求められる(人格者として)必要な知識、技術を修得するため、次のような真摯な気持ちでの受講をお願いいたします。

- ① 講義、実習に熱心に取り組み、講習内容を修得すること。
- ② 講義及び実習の受講にあたっては、受講するにふさわしい服装、態度であること。
  - ・ 講師や他の受講生に不快感を与えるような服装はご遠慮ください
  - ・ 病欠、忌引、電車遅延等正当な理由を除く遅刻、欠席、早退、酒気帯び、飲酒は認めません
  - ・ 講義中の携帯電話、パソコン等電子機器類の使用は禁止します(講義中の途中退出による利用も禁止します)
  - ・ 講習に関係ない本を読む等の態度は、受講不相当者として途中退場していただきます
- ③ 受講中の怠慢、故意または過失によって本校に金銭上、信用上の莫大な損害を与えたときは、直ちにこれを賠償すること。

※ 途中退場となり受講必要時間数を満たすことができなかった場合は、本講習会の修了証明書をお渡しすることができなくなります。また、受講料の返金もいたしかねます。あらかじめご了承ください。

## 12. 感染症の予防対策

講習会開催にあたり、感染症の予防対策を行いますので、ご協力をお願いいたします。

- ① 講習会開催日の一か月前からの検温及びチェックシートの提出をお願いいたします。
- ② 講習会開催期間中は、毎朝、来校時の検温(非接触型体温計での検温の実施)にご協力ください。発熱のある方は、大変申し訳ございませんが入校をお断りする場合がございますので、ご了承ください。
- ③ 来校時には必ず手指消毒を実施していただきます。
- ④ マスク着用でご来校いただき、講義中も必ずマスクの着用をお願いいたします。(マスクはご準備ください)
- ⑤ 休憩時には小まめに手洗い・手指消毒をお願いいたします。

## 13. 受講申込にあたっての注意事項

- (1) 申込書(別紙1)中の受講理由は必ずご記入ください。原則として先着順で受け付けとなります(すべての書類がそろってからの受け

付けとなります)。

- (2) 受講決定通知を受領する前に宿泊先、旅券等を個人手配されても、受講要件を満たしていない場合もしくは定員を超えご受講いただけない場合もございます。個人費用に関しまして責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。
- (3) 近郊のホテル(朝夕の送迎有り)をご希望の方にはホテルをご紹介しますので、各自直接ホテルにお申込ください。
- (4) 公益社団法人全国食肉学校では、ご提供をいただいた個人を識別できる情報(氏名、住所、年齢、電話番号等)について、適正な管理・利用とその保護に努めています。また、講習会等情報提供に使用させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

#### 14. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う講習会中止について

新型コロナウイルスの感染拡大により、国及び県の要請に従い講習会が中止となる場合がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

- ① 講習会開催前の中止の場合は、受講料を全額返金いたします。
- ② 講習会開催中の中止の場合は、受講済見合い分を差し引いて返金いたします。尚、その場合、令和3年度は、令和2年度の受講生のみを対象として講習会を開催し、既受講分以外の講義を行います。(受講料は、受講済見合い分を差し引いた返金額といたします)

#### 15. 申込書類の提出期限及び送付先

提出期限：令和2年12月11日(金)(必着、先着順にて受け付けます)  
すべての書類がそろってからの受け付けとなります。

送付先：

公益社団法人全国食肉学校  
群馬県佐波郡玉村町大字樋越1794

#### 16. 本講習会に関するお問い合わせ先

公益社団法人全国食肉学校  
総務部 担当：野口  
電話 0270-65-2571

以上